

# 犬・猫の飼育に関する質問

## (岐阜県生活衛生課)

### <質問1>

犬を飼う場合のきまりはありますか。

### <回答>

犬を飼う場合は、生涯1度の登録と年1回の狂犬病予防注射が必要です。また、マイクロチップを装着した犬を迎え入れた飼い主は所有者情報の登録も必要です。

人に危険が及ばないよう、犬は鎖などによりしっかり固定するか屋内で飼育しましょう。

また、散歩時にほかの人に迷惑がかからないよう、必ずリードをつけて犬を運動させてください。

なお、散歩中にフンをした場合は、飼い主の責任で必ず処理してください。

### <質問2>

犬の登録、狂犬病予防注射はいつごろ受けたらよいですか。

### <回答>

犬は、生涯に1回登録する必要があります。生後91日以上になったら（又は取得してから30日以内に）、お住まいの市町村役場で登録を受けてください。登録後、鑑札が交付されますので、首輪などに装着してください。

狂犬病予防注射は、1年に1回、受ける必要があります。4～6月に実施されますので、お住まいの市町村役場へ問い合わせください。実施すると狂犬病予防注射済票が交付されますので、首輪などに装着してください。

また、4～6月に受けられなかった場合は、動物病院で狂犬病予防注射を実施し、お住まいの市町村役場へ届け出てください。

### <質問3>

犬が人をかんだら、どうしたらよいですか。

### <回答>

被害者の応急処置後、すぐに病院へ連れていき、診察を受けてもらってください。病院では、犬にかまれたこと、犬の狂犬病予防注射歴などを医師へ伝えるようにしてください。飼い主は、最寄りの保健所へ事故発生届を提出し、指示を受けてください。獣医師による検診を受けさせる必要があります。

<質問4>

犬が行方不明になったら、どうしたらいいですか。

<回答>

直ちに保健所と警察署へ届け出てください。特に、犬の特徴（種類、性別、大きさ、毛色、首輪の有無、その他特徴）や行方不明になった場所、経緯などを伝えてください。岐阜県のホームページの「迷い犬情報」もご参照ください。岐阜県内の保健所で保護されている犬の情報がご覧いただけます。

<質問5>

犬が死亡したら、どうしたらよいですか。

<回答>

登録時に交付された鑑札をご持参のうえ、お住まいの市町村役場へ届け出てください。

<質問6>

犬を飼いたいのですが、保健所でもらえますか。

<回答>

まずは岐阜県のホームページ「譲渡犬猫情報」をご確認ください。譲渡可能犬の記載があれば該当の保健所にお問い合わせください。また、保健所のほか、岐阜県動物愛護センターや動物愛護団体等でも犬や猫の新しい飼い主を募集しています。

<質問7>

猫を飼う場合の注意点を教えてください。

<回答>

マイクロチップを装着した猫を迎え入れた飼い主は、所有者情報の登録が必要です。

猫を飼育する時は食器、トイレを必ずご用意ください。猫を家につれてくる場合はなるべく午前中に迎え入れ、新しい環境に早く慣れさせます。家に到着したら、ゆっくり休ませることが大切です。

猫を飼う場合は、食費や予防接種などの飼育にかかる費用が必要となります。

望まない繁殖を防ぎ、感染症や交通事故のリスクを減らすため、不妊去勢手術をして屋内で飼育してください。

<質問8>

犬や猫を引き取ってもらえますか。

<回答>

保健所では、犬や猫の引き取りを行っていますが、保健所へ持ち込む前に、今一度、代わりに飼っていただける方がいないか、探してください。どうしても他に飼っていただける方が見つからない場合は、保健所へご相談ください。

<質問9>

犬（猫）と一緒に出国することは可能ですか。

<回答>

外国へ犬や猫を連れていくときは、日本を出るための条件と相手の国に入るための条件をクリアする必要があります。詳しくは、動物検疫所にお問い合わせください。